国民健康保険法の一部改正に伴う対応について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法第31）」、それに伴う関係政令の整備に関する政省令が交付され、国民健康保険法が一部改正された。

これにより、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の保険税（均等割額・所得割額）を免除する措置を創設。

※費用負担　公費（国1/2、道1/4、市町村1/4）

【対象】
令和５年度見込数　４名

【免除措置】
届出により、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの期間に係る出産する被保険者の所得割額及び均等割額
※令和５年度は、令和６年１～３月分が免除対象。

【イメージ図：均等割・所得割の免除】

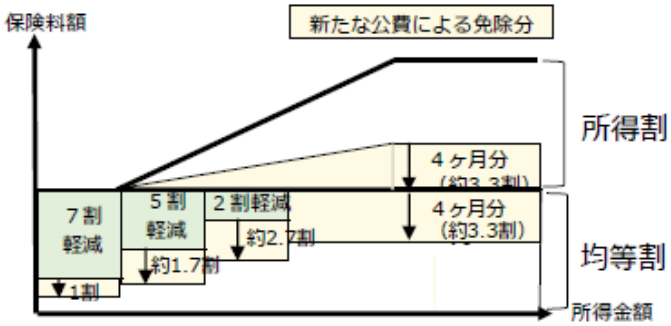

出典：厚生労働省社会保障審議会医療部会資料

※産前産後期間の免除分は保険税を１２カ月納付として免除分の割合を算定
（3.3 割≒10×4/12）。